

17 口座振替について

労働保険料の納付は、口座振替で!

1. 口座振替納付とは

- 口座振替の納付日に、あらかじめ届出いただいた口座から労働保険料を引き落とし、納付する制度です。
 - 金融機関等の窓口に出向くことなく、労働保険料の納付ができます。
 - 一度、口座振替の手続をしていただければ、翌年度(納期)以降も継続して口座振替により納付することができます。
 - 手数料はかかりません。

2. 口座振替の申込手続

- 口座振替をご希望される方は、所定の申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。
- 申込用紙は、厚生労働省ホームページおよび都道府県労働局にご用意しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/hokenryou/>

厚生労働省 労働保険料 口座振替 

注1 一部の金融機関では、口座振替の取扱いがありません。取扱金融機関や各納期の申込期限等の詳細については、事前に、厚生労働省ホームページまたは都道府県労働局にてご確認ください。

注2 申込みの時期により、口座振替納付を開始する時期が異なりますので、ご留意ください。

注3 口座振替の申込み手続が完了した方は、金融機関の窓口で年度更新申告書の提出ができませんので、ご留意ください。

注4 年度更新手続期間内に年度更新申告書の提出がないと、全期・第1期分の口座振替納付の処理を行うことができませんのでご留意ください。

3. 口座振替納付日

納期	全期・第1期	第2期	第3期
口座振替を利用しない場合の納期限	平成25年7月10日	平成25年10月31日	平成26年1月31日
口座振替納付日	平成25年9月6日	平成25年11月14日	平成26年2月14日
口座振替申込期限	平成25年2月20日	平成25年8月14日	平成25年10月11日

4. 通知

- 申込み手続が完了した方に、振替が開始される納付日の2ヶ月程度前までに、登録情報の確認通知をお送りします。
- 口座振替日の2週間程度前に振替納付額等をお知らせします。
- 納付日から1ヶ月程度で振替結果通知をお送りします。



都道府県労働局・労働基準監督署
社会保険・労働保険徴収事務センター